## 〇 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(中期目標に係る業務の実績に関する評価) (最終評価)

- 第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、 及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

(3 略)

(中期目標の期間の終了時の検討)

(組織・業務全般の見直し)

- 第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その<u>組織及び業務の</u>全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、<u>評価委員会の意見を</u> <u>聴かなければならない</u>。

(3 略)

- 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準 (平成13年6月 厚生労働省独立行政評価委員会決定)
- 3. 中期目標に係る業務の実績に関する評価
- (3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法 (暫定評価)
  - ① 評価結果を次期中期目標策定等へ反映させる観点から、次の手順により<u>中</u>期目標期間最終年度において暫定評価を行うこととする。
    - 各法人は、中期目標最終年度の6月末までに中期目標期間の業務実績に 関する暫定報告を提出する。
    - 暫定評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき中期目標期間に係る一次評価を行った上で、総会において 暫定評価を決定する。

- 〇 組織・業務全般の見直し対象法人
  - ・独立行政法人健康・栄養研究所
  - 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

## 【 見直しに向けた今後のスケジュール 】

① 組織・業務全般の見直し当初案を厚生労働省内で検討・作成

Û

② 評価委員会で見直し当初案を審議(総会での審議:8月27日)

Û

③ 概算要求提出期限(8月末日)までに見直し当初案を総務省に提出

Û

④ 予算編成の過程において、関係省庁の意見や政・独委「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を踏まえ、見直し当初案を厚生労働省内で再検討

û

⑤ 評価委員会で再検討結果について審議 (12月頃)

Φ

⑥ 見直し案の策定・公表